

別表第3

1 学部学生の学業成績基準 (高等教育の修学支援新制度)

学部	学業成績基準
全学部共通 (高等教育の修学支援新制度・学部日本人学生)	<p>1 入学後 1 年を経過していない者 次の①から④までのいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高校等の評定平均値が 3.5 以上であること ② 入学試験の成績が入学者の上位 1/2 以上であること ※ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする ③ 高校卒業程度認定試験の合格者であること ④ 学生が提出する学修計画書により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること <p>2 上記 1 以外の者（入学後 1 年以上を経過した者） 次の①か②のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 在学する、学部・学科等における学業成績について、GPA が上位 1/2 以上であること ※ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする ② 次の a)及び b)のいずれにも該当すること ただし、災害、傷病、その他やむを得ない事由により a)に該当しない場合には、b)に該当することで足りる <ul style="list-style-type: none"> a) 修得単位数が標準単位数以上であること b) 学生が提出する学修計画書により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること <p>ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が次の廃止の要件に該当する場合には、学業成績基準不可とする。</p> <p>(廃止の要件) 次の①から④までのいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 修業年限で卒業できないことが確定したこと ② 修得単位数の合計数が標準単位数の 5 割以下であること ③ 履修科目の授業への出席率が 5 割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること ④ 次に示す警告の要件に連続して該当すること <p>(警告の要件) 次の①から③までのいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由（別紙 2 参照）があると認められないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 修得単位数の合計数が標準単位数の 6 割以下であること（廃止の区分に該当するものを除く） ② GPA が学部・学科等における下位 1/4 に属すること（次のア、イに該当する場合（別紙参照）を除く） <ul style="list-style-type: none"> ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的用語を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 <p>※ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする</p> <p>③ 科目の授業への出席率が 8 割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（廃止の区分に該当するものを除く）</p>

	<p>※ GPA=(評価 AA の単位数×4+評価 A の単位数×3+評価 B の単位数×2+評価 C の単位数×1+評価 D(失格、欠席等を含む)の単位数×0)／履修登録単位総数</p> <p>*認定科目は含めないものとする。</p> <p>*GPA の計算は、小数点第 3 位以下を四捨五入する。</p> <p>*各学年の前年度までの累積 GPA (教養教育科目及び専門教育科目の合算) を利用する。</p> <p>※ 標準単位数=（卒業に必要な最低修得単位数／修業年限※1）×対象者の在学年数※2</p> <p>※1 長期履修（大学設置基準第 30 条の 2）が認められた学生等については、その認められた履修期間</p> <p>※2 対象者の在学期間に休学期間が含まれる場合には、その休学期間を控除する。また、休学期間が 1 年未満である場合には、その月数を 12 で除した数を控除する。</p> <p>※3 水産学部については、GPA 及び修得単位数について専門教育科目のうち自由科目の授業科目は含めないものとする。</p>
多文化社会学部の標準単位数 (中期又は長期の留学を許可された者のみ)	<p>1 第 3 年次</p> <p>第 2 年次後期から中期又は長期の留学を許可された者に限り、標準単位数を 45 単位（単位認定された科目の単位を含む。）とする。</p> <p>2 第 4 年次</p> <p>第 3 年次から中期又は長期の留学を許可された者に対しては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>①3 年次前期から中期の留学を許可された者は、標準単位数を 80 単位（単位認定された科目の単位を含む。）とする。</p> <p>②3 年次前期から長期の留学を許可された者は、標準単位数を 60 単位（単位認定された科目の単位を含む。）とする。</p> <p>③3 年次後期から中期又は長期の留学を許可された者は、標準単位数を 80 単位（単位認定された科目の単位を含む。）とする。</p>